



市民相談

Citizen consultation

相談名	相談日	時間	場所	受付方法	問い合わせ
行政相談会 国の行政機関などに関する苦情・要望について対応	12/28(火)	13:30~16:00	保健福祉センター3階 (栄養指導室洋室)	当日午後3時30分までに相談場所へ(先着順)	市民課 市民相談係
法律相談会 弁護士が対応します(予約制・先着9人)	①12/16(木) ②12/22(水)	13:00~16:00	①高野口地区公民館 ②市役所1階(相談室)	12/9(木) 午前8時30分から直通電話のみ受付 ☎39-7200	市民課 市民相談係
年金出張相談 (予約制) 厚生年金や国民年金の相談や手続き	1/13(木) 1/27(木)	10:00~15:00	教育文化会館3階(第3研修室)	12/10(金)から和歌山東年金事務所お客様相談室へ電話申込	和歌山東年金事務所 ☎073-474-1841
心配ごと相談所 市民生活での心配ごと全般	①12/3(金) ②12/6(月) 12/20(月)	13:00~16:00	①高野口地区公民館 ②保健福祉センター2階(会議室4)	相談日時に相談場所へ(相談日時に電話相談も受け付けています)	社会福祉協議会 ☎33-0294
こころの相談 (予約制) こころの病気、ひきこもりなどで悩んでいる人や家族	12/3(金) 12/23(木)	午後から	橋本保健所	橋本保健所保健課へ電話申込	橋本保健所保健課 ☎42-5440
認知症電話相談 認知症やその介護についての電話相談	12/7(火) 12/21(火) 1/4(火)	13:00~17:00	——	相談日時に電話で受付 ☎0120-555-294	橋本市地域包括支援センター ☎32-1957
NPO相談会 (予約制) NPO法人の設立・運営管理・各種手続きなど	12/8(水) 12/22(水)	10:00~16:00	市民活動サポートセンター	市民活動サポートセンターへ電話申込	市民活動サポートセンター ☎33-0088
消費生活相談会 悪質商法の被害、消費者の契約・取引トラブルなど	①12/7(火) ②12/14(火) ③12/21(火) ④12/28(火)	13:00~16:00	①かつらぎ町役場 ②高野町役場 ③橋本市消費生活センター ④九度山町ふるさとセンター	相談日時に相談場所へ	消費生活センター
多重債務等無料相談会 司法書士による相談	月~金曜日	10:00~15:00	——	相談日時に電話で受付	和歌山相談センター ☎073-422-4272
人権相談 (※1) いじめ、差別、虐待、家族や近隣間の悩みごとなど	12/10(金)	13:30~16:00	市役所2階(人権・男女共同推進室内)	当日午後3時までに相談場所へ 予約も可能	人権・男女共同推進室
女性電話相談 女性が抱える心配ごと全般	月~金曜日	9:00~13:00 ※1回30分程度	——	相談日時に電話で受付 ☎33-8525	人権・男女共同推進室
その他の相談 (詳細についてはお問い合わせください) 子育て相談(妊娠から18歳までの子どもに関する悩みなど)……問い合わせ: 子育て世代包括支援センター ☎33-0039 教育相談(市内に在住・在学する子どもの不登校、いじめなど)……問い合わせ: 教育相談センター ☎32-1512 家庭児童相談(子育ての悩み、児童虐待や不登校など)……問い合わせ: 家庭児童相談室 ☎33-2111 青少年センター相談(※2)(非行など)……問い合わせ: 青少年センター ☎32-2124 消費生活相談(悪質商法や多重債務に関する悩みなど)……問い合わせ: 消費生活センター ☎33-1227 耐震相談(耐震診断や耐震改修など)・空き家相談……問い合わせ: 建築住宅課 ☎33-1115					

※1 人権相談は、和歌山地方司法書士会(☎32-0206)でも随時実施しています。
※2 青少年センター相談は、Eメール(genki@city.hashimoto.lg.jp)による相談もできます。

介護サービス相談

橋本市地域包括支援センター ☎0120-555-294
ひかり苑在宅介護支援センター ☎37-3000
紀和病院在宅介護支援センター ☎33-5000
在宅介護支援センターさくら苑 ☎44-1189

防災はしもとメール配信

- 登録方法(詳しくは危機管理室へ)
bousai.hashimoto-city@raidan.ktaiwork.jp に空メールを送信後、返信メールに従って登録してください。
- 配信内容 気象警報、防災情報、行政情報



▲二次元コード

防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線の放送内容を確認することができます。
☎0120-78-0620
※上記番号でつながらない場合は、☎0736-39-0620へ(有料)

税

家屋の取壊しの連絡はお済みですか

【税務課】

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日(賦課期日)現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有する人に対して課税されますが、年の途中で家屋の全部もしくは一部を取り壊すと、翌年度から、取り壊した面積分は課税されません。



市では、市内の家屋の状況把握に努めていますが、取壊しのご連絡がない場合、取壊しが確認できず、翌年度以降も引き続き課税される恐れがあります。

令和3年1月2日から令和4年1月1日までの間に家屋の全部または一部を取り壊した人は、取り壊した床面積の大小に関わらず、令和4年1月31日(月)までにご連絡ください。担当者が現場に出向き、取り壊されていることが確認できれば、翌年度からは課税されません。

なお、登記のある家屋を取り壊し、すでに法務局で取壊しに関する手続きがお済みの場合は、法務局から税務課に通知がありますので、連絡は不要です。

●問い合わせ

税務課 資産税係 ☎33-3706

納期限のお知らせ

【税務課】

●12月27日(月)

- 固定資産税・都市計画税……………3期
- 国民健康保険税……………6期
- 後期高齢者医療保険料……………6期

●令和4年1月4日(火)

- 介護保険料……………6期

住宅用地の申告はお済みですか

1月1日(賦課期日)現在で、住宅(居宅、共同住宅など一定の条件があります)が建っている土地については、税額軽減の特例(住宅用地特例)があります。

また、年末までに住宅を壊して、1月1日現在で同じ土地に建替え中の場合も、一定の要件を満たすと住宅用地特例が適用されます。

土地の所有者からの申請が必要ですので、忘れずに申告してください。

●問い合わせ

税務課 資産税係 ☎33-3706

市民税・県民税の改正について

【税務課】

令和3年度税制改正により、令和3年1月から12月の所得に対する令和4年度の市民税・県民税から適用される主な改正についてお知らせします。

●住宅借入金等特別税額控除の特例の延長など

住宅ローン控除の控除期間13年の特例は、令和2年度税制改正に引き続き下記期間に契約し、令和4年12月31日までに入居した場合に限り延長されました。

●注文住宅

令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

●分譲住宅など

令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

また、今回延長された期間に限り面積要件が緩和され、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となります。ただし、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1,000万円を超える年については適用されません。

●国や地方自治体の実施する子育てに係る助成などの非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成などについては非課税となります。対象範囲は子育てに係る施設・サービスの利用に対する助成とします。



●対象例

- ・ベビーシッターの利用料に対する助成
- ・認可外保育施設等の利用料に対する助成
- ・一時預かりや病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成 など

●問い合わせ

税務課 市民税係 ☎33-6212

夜間と休日の納付・納税相談

仕事の都合などで平日に納付することができない人や、事情があり納期通りの納付が困難な人を対象に、夜間と休日に納付・納税相談を行なっています。

●相談日時(毎月第4水曜日および第4日曜日)

- 12月22日(水)
午後5時15分~8時
- 12月26日(日)
午前8時30分~午後5時

●場所・問い合わせ

税務課 収納係 ☎33-6109